

## 道史編さんに係る道公文書の閲覧等取扱要綱案の概要

道史編さん室

項目	内容	備考
要綱の趣旨・必要性等	<p>道史編さん委員会委員、専門委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）並びに道史編さん室職員が、道史編さんのために、知事部局の現用公文書を閲覧、複写及び道史へ掲載する際の取扱方法を定める。</p> <p>-----</p> <p>知事部局の現用公文書を道史編さんに活用するため、委員等による現用公文書の閲覧について新たな規定が必要。</p>	
要綱の内容	<p>(1) 委員等が、知事部局の現用公文書を閲覧する場合の手続きを規定。</p> <p>(2) 委員等は事前に、「個人情報の取扱に係る誓約書」を提出。</p> <p>(3) 知事部局の現用公文書を複写する場合の手続きを規定。</p> <p>(4) 知事部局の現用公文書を複写した資料の取扱方法を規定（道史編さん室からの貸出等）</p> <p>(5) 知事部局の現用公文書を道史に掲載する場合の手続きを規定。</p>	
その他	<p>現在、法制文書課と内容協議中。</p> <p>なお、知事部局以外の他部局（教育・警察・議会・各種委員会等）に対しては、知事部局と同様の取扱いを依頼する。</p>	